

五監公告第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和3年9月30日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

佐 藤 渉

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

環境保全課

4. 監査の範囲

令和3年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和3年8月30日～令和3年9月28日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 会計年度任用職員である衛生員に特殊勤務手当が支給されていない。適正な事務処理に努められたい。
- ② 川瀬不燃物埋立地は埋立終了後も業者に維持管理を一括で委託している。業務ごと個別に契約するなど、実態に即した適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

令和2年12月に新潟県がとりまとめた「ごみ減量化・再資源化実態調査結果」では、県内30自治体中、ごみ処理の有料化が未実施となっている自治体は、五泉市を含め4自治体となっている。ごみ処理の有料化は、費用負担の公平化や再資源化の推進、また市の財源の確保を図るためにも重要であり、大きな行政課題である。令和7年4月に供用開始する中間処理施設の稼働に向け、市民の意識を高め、理解を得られるよう特段の取り組みを望むものである。